

第一章 解釈改憲のからくり その1 ——「昭和47年政府見解」の読み替え

■はじめに——安保法制の集団的自衛権行使は「憲法違反」

2015年7月16日、衆議院の本会議で、集団的自衛権行使などを可能にする安保法制が与党の賛成により可決されました。前日の平和安全特別委員会において、安倍総理自らが「世論調査等の結果から、残念ながらまだ国民の皆様が十分に御理解をいただいているという状況ではない」と認めながらの強行採決でした。

7月24日、参議院で審議が始まりました。しかし、参議院は、憲法の定めにより60日以内に法案が議決されない場合は、衆議院で3分の2以上の多数で再可決をし、安保法制を成立させることができます。

もはや、参議院議員だけでは、安保法制を止めることはできません。

今からお話しすることは、なぜ、集団的自衛権行使の解釈改憲が「憲法違反」であり、「違憲」なのかのご説明です。

安保法制の審議の最中の6月4日、衆議院憲法審査会で、三名の憲法学者の方々が「違憲だ」とおっしゃいました。そのうちのお一人は与党が推薦した参考人でした。しかし、安倍政権は引き続き「合憲だ」と主張しています。

一体どちらが正しいのでしょうか。それを、目からウロコに分かりやすくご説明します。

最初に答えを申し上げると、明らかな「違憲」です。

実は、真相を知っていただければ、高校生あるいは中学生でも理解してもらえるような、真っ黒な「違憲」です。

ですから、このお話は、あらゆる国民の皆さんの主義主張を超えて、——国民の皆さんの中には、集団的自衛権行使に反対の方もいれば、賛成の方も

いれば、よく分からないという方などがそれぞれいらっしゃると思いますが、そうしたすべての考えの違いを超えて——、わたしたちの日本が法治国家であり、民主主義の国であるために、まずは、主権者である国民の皆さんの手に「憲法を取り戻す」ためのご説明になります。

憲法は安倍総理のものではなく、また、自民党などの与党のものでもありません。憲法の所有者はただ一人。憲法は、主権者である国民の皆さまだけのものです。

国民の皆さまがそれぞれいろんな憲法や安全保障についての考えがあるにしても、国民の皆さんの憲法改正の国民投票がないのに、時の内閣総理大臣とそれを支える与党が「違憲」の解釈変更をし、それにもとづいて「違憲」の安保法制という法律を数にものを言わせて成立させることは絶対に許されません。

戦後最も国会で審議し一貫した解釈を確立してきた憲法9条、しかも、国家権力の最大の発動である武力行使ですらこんなことができるのでしたら、それは、日本という国が、今この瞬間も、そして将来においても永遠に、法治国家として、そして、国民の皆さまが主人公であり主権者である民主主義の国でなくなってしまうことを意味するのです。

また、このお話は、憲法9条の解釈改憲、集団的自衛権行使の解釈改憲の核心に迫り、それを根底から否定するものです。解釈改憲が倒れれば、11本の法律の安保法制も、根こそぎ倒れます。

安倍政権は今年の7月1日にこの解釈改憲を7.1閣議決定で強行し、そして、それにもとづいて違憲の安保法制を国会に提出していますから、当然、政治責任をとらなければいけません。

また、米国政府や4月29日には米国議会で、安保法制を「この夏までに、成就させます」、「この夏までに、必ず実現します」と勝手な国際公約までしていますから、外交責任をとらなければいけません。まさに安保法制を止めて、安倍政権に退陣していただくための核心論点です。

今からお話しすることを国民の皆さんに知っていただいて、皆さんにこれはおかしいと言っていただければ、安保法制を倒すことができます。それは、

時計の針を一年前に、たった一年前に戻し、国民の皆さまの憲法と日本の民主主義を取り戻すことです。そして、まともな政治を取り戻した後で、日本の外交や安全保障政策のあり方について、国会や社会で健全な議論を行えばよいのです。

1. 確立していた集団的自衛権行使の憲法 9 条解釈

—— 憲法改正以外に不可能

初めにお話しさせていただくことは、昨年(2017)の7月1日の7.1閣議決定によって解釈改憲される前の、憲法9条と集団的自衛権の関係についてです。

昨年(2017)の7月1日まで、長年の国会審議を通じて、「憲法9条と集団的自衛権の行使については、解釈の変更の余地すらなく、憲法9条の条文そのものを変えなければできない。つまり、憲法改正以外に手段がない。」というのが、確立された憲法9条の解釈でした。解釈変更ではあらゆる集団的自衛権行使は不可能、憲法9条の条文そのものを変えない限りできない、というものです。

その代表的な答弁ですが、当時の角田内閣法制局長官という方が言っています。

昭和58年2月22日 角田 長官答弁

○角田(禮)内閣法制局長官

集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、**憲法改正という手段を当然とらざるを得ない**と思います。したがって、**そういう手段をとらない限りできない**ということになると思います。

○安倍外務大臣

法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川防衛庁長官

法制局長官の述べたとおりでございます。

角田法制局長官は、もし、集団的自衛権行使を憲法上認めたいのであれば、それは憲法改正という手段を当然とらざるを得ない、憲法改正しない限りできない、と明確に言い切っています。

これは昭和58年の衆議院予算委員会での答弁です。

続けて、質疑者の議員から、「わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、この解釈をできるという解釈に変えるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない。この角田内閣法制局長官の見解は、外務大臣、防衛庁長官、一致ですか」と、重ねて問われた安倍外務大臣は、「法制局長官の述べたとおりであります。」と答えています。この当時の安倍外務大臣とは、安倍晋太郎さん。安倍総理のお父さんです。

次の谷川防衛庁長官は、今では防衛省の大臣になります。彼も、「法制局長官の述べたとおりでございます。」と答えています。

また、平成2年10月24日、当時の工藤内閣法制局長官はこの角田長官の答弁を追認するかたちで「集団的自衛権行使を憲法上認めるためには、憲法改正以外に手段がない」という趣旨を答弁するなど、単に「集団的自衛権行使は憲法違反である」と言うだけではなく、法的には全く同じ意味ではありますが、「憲法9条の条文を変えない限り、集団的自衛権の行使は不可能」と明言した政府答弁は複数あります。

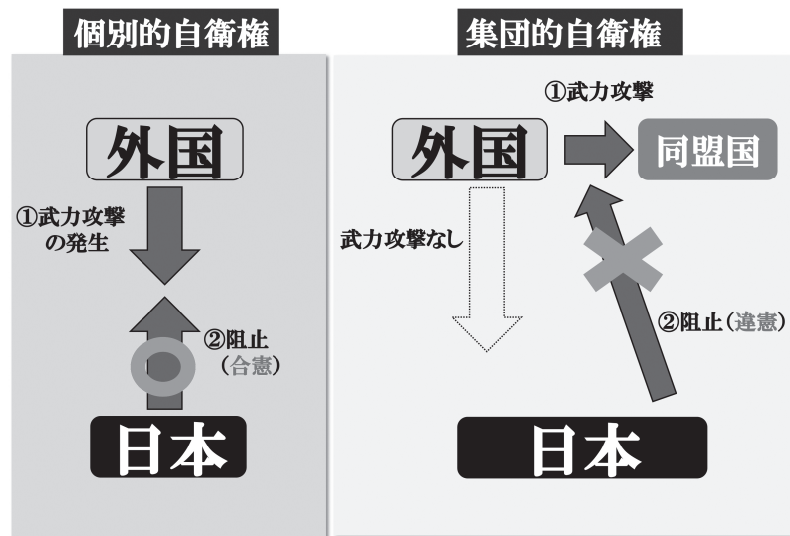
憲法9条は、あやふやだというような、誤った議論が一部の国会議員などを中心にされてきましたが、これは全くの間違いで、憲法9条は憲法制定議会、そして、戦後すぐの議会のときから一貫してその基本的な考え方は変わっていません。

それは、戦争の放棄や戦力の不保持などを明確に定めた憲法9条は、その条文の日本語を素直に受け止めて、「我が国として国際関係において實力の行使を行うことを一切禁じているように見える」(平成16年政府答弁書)、つまり、日本は国として一切の戦い——武力を行使すること——が禁止されているように見えるのだけれども、「日本が外国による武力攻撃、つまり、日本が外国から侵略を受けることがあった場合に、それから何の罪もない日本国民の生命を守るために、その外国の軍隊の攻撃を正当防衛で防いで跳ね返し、その侵略行為を排除すること」、これだけはできる、と。逆に、だから、「日本は武力攻撃を受けずに同盟国のみが侵略を受けている状況で、その同盟国

を助けるために行う武力行使である、集団的自衛権の行使」はできない、と。この完璧過ぎる論理、とてもシンプルで合理的な考え方が一貫しているのです。

だから安倍総理のような、いろんな政治家がなんとかして9条を壊そうとしましたが、60年以上壊せなかったのです。

ところが、「憲法9条の条文そのものを変える、憲法改正以外に手段がない」とされていた集団的自衛権の行使が、なぜ、7.1閣議決定による「解釈の変更」で可能になったのかというと、それは根本でめちゃくちゃなインチキをしているからです。



第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

安倍内閣は、なぜ憲法の条文そのものを改正しない限りできないと言われていた集団的自衛権の行使ができると主張しているのか。

私は、衆議院の平和安全特別委員会が始まる前から、参議院でそのインチキの「からくり」を暴き、政府を厳しく追及してきました。そして、安保法制を審議する特別委員会でも民主党の国会議員により、さらなる追及が重ねられていたのですが、まさに、安倍総理と与党は、国民の皆さまやマスコミにそのからくりが十分ご理解される前に、強行採決をしたのです。

憲法9条は国会で最も論議されてきた条文なので、これまで憲法9条と集団的自衛権行使の関係について何度も政府見解（政府としての憲法解釈）が出されています。ただ、その内容は法的には全く同じです。当たり前です。だって、法治国家として、憲法解釈は一貫しているのですから。

ところが、憲法9条の数ある政府見解の中で、昭和47年に作られ国会に提出された「昭和47年政府見解」というものだけが唯一、安倍政権にとって解釈改憲をできる「余地」があったのです。その「余地」というものを今からご説明します。

2. 昭和47年政府見解の読み替え

——昭和47年政府見解に集団的自衛権行使が存在していたという主張

これは、びっくり仰天されるお話です。

一言で言うと、昨年の安倍政権の7月1日の閣議決定による解釈改憲というのは、「昭和47年政府見解の中に、実は集団的自衛権の行使が書かれていたんだ」、というものです。

昭和47年ですので、昨年だとちょうど42年前なんですけど、42年ぶりに昭和47年見解を丁寧に読み直してきたら、実はその中に、元々ですね、昭和47年の当時から、「憲法9条で集団的自衛権の行使が可能です」と書かれていたと彼らは言っているんです。

ほんとうにそう言っているんです。去年の7.1閣議決定の中にも、しっかりとそう断言しているんです。

え？ 昭和47年政府見解の中のどこに書いてあるの？ と言うと、これは閣議決定で解釈改憲をやった後の7月14日の国会で、与党議員が現在の横島